

「2020年合格目標 LEC 桜島レベルアップオプション講座」から
第52回社労士試験【選択式】 労基法 空欄Aの出題が**的中**しました！！



LEC教材掲載内容(抜粋)

[RU20301 p. 28]

5. 使用者は、常時 人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舍を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、前条の規定に基づいて発する厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、工事着手 日前までに、行政官庁に届け出なければならない。

解答 2つ目の → 14

(解答 1つ目の → 10)

本試験出題はこうでした！

第52回 社労士試験 問題
〔選択式〕 労働基準法及び労働安全衛生法 【空欄A】

- 1 使用者は、常時 10 人以上の労働者を就業させる事業、厚生労働省令で定める危険な事業又は衛生上有害な事業の附属寄宿舍を設置し、移転し、又は変更しようとする場合においては、労働基準法第 96 条の規定に基づいて発する厚生労働省令で定める危害防止等に関する基準に従い定めた計画を、 A に、行政官庁に届け出なければならない。

解答 A → ⑬工事着手 14 日前まで

的中!